

学童保育室とは

保護者の就労等により、放課後に適切な保護を受けられない羽生市に居住する小学校1年生から3年生を中心として、遊びと生活の場を提供する事業です。なお、利用の条件により4年生から6年生もご利用いただけます。

入室の対象となる児童

以下の1から4の条件を満たしていることが必要です。

- 1 羽生市に居住する小学生
- 2 保護者の勤務時間が以下の条件を、日曜日を除き週4日以上（4年生以上は週5日以上）満たしていること
 - i) 1年生から3年生・・・保護者の勤務終了時間が午後3時を超える
 - ii) 4年生から6年生・・・保護者の勤務終了時間が午後4時を超える
- 3 児童が学童保育室を利用する日が週4日以上（月16日以上）あること
- 4 正当な理由なく学童保育料を2か月以上滞納していないこと

※障がいのある児童についてはご相談ください。

※産休・育休・求職活動中の利用はできません。

※児童の帰宅時間帯に保護者が家庭にいる場合は入室対象外です。

選考方法

提出された申請書類に基づき入室選考を行い、保育の必要性の高い児童から入室を決定します。学童保育室には定員がありますので、定員以上の申請があった場合は、入室基準に該当していても入室ができない場合がありますのであらかじめご了承ください。

申請に必要な書類

以下の書類をすべて揃えて、申請してください。

●必ず提出する書類

No.	書類名	提出枚数	備考
1	学童保育室申請書	児童 1 人につき 1 部	年度内の再入室申請の場合は、再入室用の申請書が別途あります。
2	家庭状況調査票		
3	入室申請に係る確認書		
4	申請チェックシート		
5	保育を必要とすることを証明する書類 (父母等保護者分)	児童 1 人につき 1 部 ※きょうだい同時申請の場合は、コピー可。	就労：就労証明書 就学：在学、授業のスケジュールがわかるものの写し 疾病等：医師の診断書等の写し ※保育が困難な旨の明記がされたもの

●該当する方のみ提出する書類

No.	書類名	備考
1	学童保育料認定資料 (父母等保護者分)	1 月 2 日以降に、羽生市に転入された方は所得・課税・扶養内容・控除内容のわかるもの「住民税決定証明書（1 月 1 日の住所地で発行）」を提出してください。
2	申請児童の診断書や療育手帳等の写し	医師による診断や手帳の交付を受けている場合に提出してください。

開室時間

開室時間は、以下の通りとなります。勤務状況により、申請し認められた場合は保育時間を延長できます。

（延長保育時間及び料金は各学童保育室により異なります。）

区分	開室時間	休室日
平日	学校下校時～午後6時	日曜日・祝日・年末年始等 ※各学童保育室により休室日が異なります
長期休業日等	午前8時30分～午後6時	

※送迎の時間は、保護者の勤務時間に応じてお願いします。

※利用中の学童保育室が土曜日に閉室の場合は、岩瀬学童保育室にて合同保育を行います。事前に土曜合同学童保育の書類の提出が必要です。

学童保育料

i) 保育料の算定

学童保育料は、世帯の市町村民税額によって決定します。

4月から8月は前年度分の市町村民税額、9月から翌年3月は当該年度分の市町村民税額により決定します。

同一世帯において2人以上の児童が利用する場合、2人目以降の学童保育料は半額になります。

月の途中で利用を開始し、又は終了した場合は、利用日数に応じ、日割り計算となります。

※退室にあたり、退室届の提出がない場合は、欠席扱いとなり保育料が発生しますのでご注意ください。

ii) その他の負担

おやつ代(月額)と保険代(年額)が実費負担となります。(各学童保育室により実費負担額が異なります。)

iii) 保育料の納付

学童保育料の支払いは口座振替をご利用ください。振替日は、月の末日です。ただし、振替日が土・日・祝日の場合は、翌営業日になります。

口座振替依頼書は、羽生市児童保育課又は市内の金融機関に備え付けてあります。また、市ホームページからもダウンロードいただけます。

入室以後の手続き（退室、休室、変更）

i) 退室

退室するときは、その月の10日（10日が土・日・祝日の場合は前日）までに必ず退室届を羽生市児童保育課へ提出してください。

学童保育料は、退室日までの日割り計算となります。退室届の提出がない場合は、欠席扱いとなり保育料が発生しますのでご注意ください。

また、次に該当すると認められた場合は、退室をお願いすることがあります。

- ① 無断欠席が5日以上続いたり、欠席が15日以上続くとき。
- ② 学童保育料又は利用者負担を滞納したとき
- ③ 集団生活に適應できないとき（集団生活が困難、他の児童や放課後支援員に危害を加えたなど）

ii) 休室

原則として、休室は認めておりません。ただし、夏休み期間については休室が可能です。手続きについては別途ご案内します。

iii) 変更

保護者の勤務先、勤務時間、住所、氏名等、申込時の内容に変更があった場合は、必ず変更届を提出してください。

※携帯電話等の連絡先に変更があった場合も必ず届出をお願いします。

利用に関する注意事項

- (1) 学童保育室は集団生活の場です。集団生活に適応できない場合（集団生活が困難、他の児童や放課後支援員に危害を加えたなど）や、保育料・おやつ代の滞納など、児童や保護者がルールを守らない場合は、学童保育室を退室していただく場合があります。
- (2) 保護者の方は、勤務が終わり次第、お迎えをお願いします。送迎は原則、保護者の方となります。（お仕事の都合上ファミリーサポート事業を利用している場合は、依頼している方でも可です）
- (3) 欠席する場合は、必ず学童保育室に連絡してください。
- (4) 学童保育室は、保護者が就労等で家庭にいない場合に利用ができます。そのため、保護者の仕事がお休みの日は、親子の触れ合いの時間をもつように家庭保育をお願いします。
- (5) 台風や降雪、地震などにより児童の安全を確保することが困難であると判断した場合、閉室する場合があります。
- (6) インフルエンザなどの感染による学級・学年閉鎖の場合、感染拡大防止のため、対象となる学級・学年に在籍する児童（感染していなくても）も登室できません。

市内学童保育室一覧表

学童保育室名	定員	住所	電話番号
羽生南第1・2学童保育室	60名	羽生市南6丁目5番地1（羽生南小内）	048-561-3599
羽生北第1・2学童保育室	80名	羽生市北2丁目1番1号（羽生北小内）	048-563-5013
岩瀬第1・2学童保育室	80名	羽生市中岩瀬627番地2（岩瀬グラウンド）	048-563-4365
新郷第1学童保育室	40名	羽生市上新郷5716番地（新郷第一小内）	048-561-1481
新郷第2学童保育室	40名	羽生市下新郷1099番地（新郷第二小内）	048-562-5130
川俣学童保育室	30名	羽生市大字本川俣629番地（川俣小内）	048-561-1070
羽生東第1・2学童保育室	70名	羽生市藤井上組270番地（羽生東小内）	
南羽生第1・2学童クラブ	80名	羽生市上手子林76番地3（きむら認定こども園内）	048-565-2114
すかげ児童クラブ1・2・3	100名	羽生市須影745番地5（須影保育園内）	048-561-1029

問い合わせ

羽生市 児童保育課 児童保育係 TEL 048-561-1121（内線176）